

## 第2 主要な告示

### 1 一般廃棄物処理計画実施計画

横浜市告示第122号

一般廃棄物処理計画実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理計画実施計画を次のとおり定め、平成17年4月1日から施行する。

一般廃棄物処理計画実施計画（平成16年3月横浜市告示第125号）は、平成17年3月31日限り廃止する。

平成17年3月31日

横浜市長 中 田 宏

#### 1 目的

一般廃棄物処理計画実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例に基づき単年度ごとの事業計画を定めるものである。

平成22年度の全市のごみ排出量を平成13年度に対し30パーセント削減するという「一般廃棄物処理基本計画～横浜G30プラン～」の削減目標を達成するため、市民・事業者・行政が適切に役割を果たしながら、協働して、廃棄物対策に取り組む。

#### 2 計画期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

#### 3 計画目標及び減量化・資源化の計画

##### (1) 計画目標

平成13年度（実績）	平成18年度（目標）	平成22年度（目標）
161万トン	133万トン 17%減	113万トン 30%減

##### (2) 減量化・資源化の計画

ア 市民ひとり1日当たりのごみ排出量（平成13年度実績に対する計画）

平成13年度（実績）	平成18年度（計画）	平成22年度（計画）
1,274g	1,024g	849g

イ 市民ひとり1日当たりのリサイクル量（平成13年度実績に対する計画）

平成13年度（実績）	平成18年度（計画）	平成22年度（計画）
296g	519g	674g

#### 4 ごみ量の将来見通し

(単位：千トン)

	実績	計画	計画
	平成 13 年度	平成 18 年度	平成 22 年度
総ごみ量	1,984	2,139	2,258
発生抑制量		132	230
ごみ発生量	1,984	2,007	2,028
リサイクル量	375	675	898
ごみ排出量	1,609	1,333	1,130
焼却量	1,593	1,311	1,108
焼却灰量	303	247	209
焼却灰再生利用量	12	17	190
最終処分量	307	252	41
人口	346 万人	357 万人	365 万人

各項目の単位未満は四捨五入しているため、同列で計算が必ずしも一致しない場合がある。

#### 5 平成 17 年度の取組

##### (1) ごみの減量・リサイクルの推進

###### ( G 3 0 の推進・普及啓発 )

・ホームページや各種広報、イベントなどを通じて、G30 の普及啓発を引き続き実施するとともに、焼却工場の見学会やごみの減量・リサイクルに関する出前講座、小学生環境副読本の作成など、幅広い年齢層を対象とした環境教育を推進する。

###### ( 家庭系ごみ対策 )

・平成 17 年 4 月から、全市域において、分別品目を 5 分別 7 品目から 10 分別 15 品目に拡大し、より一層のごみ減量・リサイクルを推進する。

・資源集団回収の拡充や資源回収ボックスの増設など、市民の自主的な減量・リサイクルを推進する。

・電気式生ごみ処理機の購入助成を引き続き実施するとともに、大型のせん定枝チップ機を導入し、家庭から排出される生ごみやせん定枝の減量・リサイクルを推進する。

###### ( 事業系ごみ対策 )

・業界団体と連携し、講習会など様々な機会を通じて、G30 プランの周知を図るとともに、減量・リサイクルへの働きかけを行う。

・大規模事業所への立入調査を行い、廃棄物の適正処理と減量・リサイクルの指導を行う。

・焼却工場での搬入物検査を強化して、資源物等の搬入を防ぎ、資源化ルートへの誘導を行う。

##### (2) 運営の効率化と市民サービスアップ

###### ( 運営の効率化 )

・家庭ごみの収集運搬については、西区と中区の全域で民間委託を実施するとともに、神明台輸送事務所を委託し、磯子輸送事務所を廃止する。さらに、粗大ごみ収集の一部や公衆トイレ日常清掃業務の一部についても民間委託をするなど、より一層の効率的な業務運営を推進する。

(市民サービスアップ)

- ・収集事務所に、分別・不適正排出等に関する相談窓口を開設し、不適正処理への迅速な対応を図るとともに、違法事案に対して厳正な措置を講じるなど、監視・指導体制の強化を図る。
- ・家庭ごみふれあい収集と狭あい道路収集を引き続き実施し、市民サービスアップを図る。
- ・地域団体、関係機関等と一体となって放置自動車の発生を防止するとともに、早期撤去を図る。
- ・収集職員等が救急救命技術を習得し、作業中に住民等の事故や急病に遭遇した場合に、応急手当を行える体制の維持・向上を図る。

(3) 安全な処理

- ・焼却、埋立処分しなければならないごみを安全かつ安定的に処理するため、焼却工場の老朽化した設備の大規模補修や既存の最終処分場の有効活用など、施設の長寿命化を図る。
- ・焼却工場における発電効率の向上を図り、発電した電力の売却については、競争入札を拡大し、増収に努める。
- ・分別収集の拡大に伴い、金沢資源選別センターを増強整備するなど、資源選別施設の安定した稼働を確保する。
- ・焼却工場から発生する焼却灰の資源化について調査を行うなど、焼却灰の有効利用を推進する。
- ・市内唯一の内陸処分場である神明台処分地と海面埋立の南本牧廃棄物最終処分場の2つの既存処分場を有効に活用する。また、長期的に安定した廃棄物最終処分場を確保するため、南本牧ふ頭第5ブロック内に新たな処分場を整備するための環境アセスメントを引き続き実施する。

(4) し尿・浄化槽等汚泥の適正処理の推進

- ・し尿の収集・運搬及び処理を円滑に進めるとともに、公衆トイレの衛生的な維持管理に努める。また、平成17年4月から、事業活動に伴い設置された仮設トイレのし尿収集手数料の有料化を実施する。
- ・浄化槽の適正な維持管理指導、検査指導を行い、環境の保全に努める。

6 処理計画量

(1) ごみ

(単位:トン)

収集搬入量	処理内訳		
	資源化量	焼却量	直接埋立量
1,587,400	207,900	1,358,200	21,300
焼却残さ量	処理内訳		埋立総量
	灰の資源化量	埋立量	
255,800	17,000	238,800	260,100

(2) し尿・浄化槽等汚泥

(単位:キロリットル)

し尿	浄化槽等汚泥	処理量
11,500	27,800	39,300

7 収集・搬入計画

(1) 区域、種類と収集搬入・処理処分の方法等

ア (区域) 横浜市全域

イ 種類と収集搬入・処理処分の方法等

ごみ					
種類		排出方法	収集搬入方法	処理処分方法	
家庭等から排出されるもの	家庭ごみ (燃やすごみ)		市が指定した曜日に集積場所で収集	焼却後、埋立て	
	資源となるもの	缶・びん・ペットボトル		缶・びん・ペットボトルを一緒にし、中身がはっきりと確認できる半透明の袋(透明の袋も可)又はふた付きの容器で排出	選別施設で選別後、資源化
		小さな金属類		中身がはっきりと確認できる半透明の袋(透明の袋も可)で排出	資源化
		プラスチック製容器包装			
		スプレー缶			
		古布			
		古紙(新聞、雑誌・その他の紙、段ボール、紙パック)		品目ごとに大きさをそろえてまとめてひもで十文字にしばって排出(その他の紙は、紙袋または半透明の袋(透明の袋も可)に入れ、ひもでしばるなど中身が出ないようにして排出)	
		燃えないごみ		購入時の箱や新聞紙などで包み、品物名を表示して排出	埋立て又は資源化
	使用済乾電池	中身がはっきりと確認できる半透明の袋(透明の袋も可)で排出		資源化	

	粗大ごみ	粗大ごみ収集シール(手数料納付済みのもの)を貼付して排出	電話又はインターネットの申し込みにより、申し込み後おおむね2週間以内に指定する場所で収集又は排出者自らが、市が指定する搬入先に搬入	焼却、埋立て又は資源化
	動物の死体	丈夫な袋で排出	電話申し込みにより随時収集	焼却
河川清掃			毎日(日曜・休日・年末年始を除く。)収集	焼却、埋立て又は資源化
不法投棄			随時収集	
地域清掃、その他				
事業活動に伴って生ずる一般廃棄物	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が収集する場合	一般廃棄物収集運搬業者との契約内容に基づき排出	一般廃棄物収集運搬業者が排出事業者との契約に基づき収集	・事業者が自ら焼却又は資源化
	事業者が自ら、市の施設に搬入する場合		事業者が自ら、市の指定する施設に搬入	・一般廃棄物処分業者との契約に基づき資源化
	一定要件を満たし市が収集する、住居に併置する事業所及び福祉関係事業所の場合	事業所名等を表示した中身がはっきりと確認できる半透明の袋(透明の袋も可)で排出	市が指定した曜日に集積場所で収集	・横浜市の処理施設で、焼却、埋立て又は資源化
	みなとみらい21地区の管路収集区域の場合	管路投入口に排出	随時収集	
	緊急かつやむを得ない事情がある場合	その都度定める		
	事業活動に伴って生ずる資源化可能な古紙	種類ごとに分別し、事業者が自ら又は資源回収業者若しくは一般廃棄物収集運搬業者に依頼して資源化		

し尿及び浄化槽等汚泥		
種 類	収 集 方 法	処理方法
し尿	一般収集：おおむね月2回収集	下水道処理施設による処理
	臨時収集：申請により収集	
浄化槽等汚泥	一般廃棄物収集運搬業の許可を有する浄化槽清掃許可業者が浄化槽管理者等の依頼に基づき収集	

臨時収集については、事業活動に伴い設置された仮設トイレの収集の場合、粗大ごみ収集シール（手数料納付済みのもの）を貼付されたものを収集する。

## (2) 収集しないごみ

種 類	品 目
排出禁止物	エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、パソコン（本体、ディスプレイ）、タイヤ、原動機付自転車、オートバイ、ガスボンベ（カセット式ボンベを除く。）、消火器、化学薬品、農薬、自動車用鉛蓄電池、耐火金庫、ピアノ、石油類、塗料、その他処理に著しい支障を及ぼすもの
一時多量ごみ	収集作業に支障を生じるもの
請負工事等での出るごみ	畳、ブロック、フェンス、構造物や交換した機具類等、業者に工事を頼んで出たごみ

みなとみらい21地区の管路収集区域の投入禁止物は、「みなとみらい21管路収集利用者マニュアル」による。

エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機については、小売業者が回収し、製造業者等がリサイクルする。

排出禁止物とするパソコンは、社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）が日本郵政公社と提携して構築した、家庭系パソコンの回収・再資源化システムを利用できるものに限る。

一時多量ごみは、排出者自ら又は一般廃棄物収集運搬業者が収集・運搬し、市の指定する施設に搬入する。

(3) 粗大ごみを排出者が自ら持ち込む場合の搬入先

家庭から排出される粗大ごみを排出者が自ら持ち込む場合の搬入先は、次のとおりとする。

搬入先	所在地	搬入物
鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1	資源となる粗大ごみ、 可燃性の粗大ごみ、 スプリングマットレス
都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号	資源となる粗大ごみ、
港南ストックヤード	港南区日野南三丁目1番の2号	可燃性及び不燃性の粗大ごみ
神明台ストックヤード	泉区池の谷3,949番地	資源となる粗大ごみ、 可燃性及び不燃性の粗大ごみ、 スプリングマットレス

(4) 事業活動に伴って生じる一般廃棄物及び一時多量ごみの搬入先

事業活動に伴って生じる一般廃棄物（一般廃棄物と合わせて処分することができる産業廃棄物「横浜市が処分する産業廃棄物」（平成15年10月横浜市告示第390号）を含む。）及び一時多量ごみの搬入先は、次のとおりとする。

搬入先	所在地	搬入物
鶴見工場	鶴見区末広町1丁目15番地の1	可燃性の一般廃棄物（ただし、別表1に記載された廃棄物を除く。）「横浜市が処分する産業廃棄物」（平成15年10月横浜市告示第390号）に定める産業廃棄物
港南工場	港南区港南台八丁目4番41号	
保土ヶ谷工場	保土ヶ谷区狩場町355番地	
旭工場	旭区白根二丁目8番1号	
金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
都筑工場	都筑区平台27番1号	
グリーンコンポストプラント	泉区池の谷3,949番地（神明台処分地内）	樹木せん定枝
神明台処分地	泉区池の谷3,949番地	不燃性の一般廃棄物（ただし、別表2に記載された廃棄物を除く。）
南本牧廃棄物最終処分場	中区南本牧4番地	不燃性の一般廃棄物、（ただし、別表2に記載された廃棄物を除く。）「横浜市が処分する産業廃棄物」（平成15年10月横浜市告示第390号）に定める産業廃棄物
一般廃棄物処分業者が運営する施設		

別表 1

<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源化可能な古紙</li> <li>・特定家庭用機器（エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機）</li> <li>・焼却不適物（液体、大量の粉末、直径 20cm 以上又は長さ 50cm 以上のもの、焼却設備に損傷を与えるおそれがあるもの、感染性廃棄物）</li> <li>・その他、処理に著しい支障を及ぼすもの</li> </ul>
---

別表 2

<ul style="list-style-type: none"> <li>・水中に投じて油膜が生じる又は浮遊するもの</li> <li>・毒物、劇物又は廃駆除剤が付着又は混入しているもの</li> <li>・著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性又は臭気を有するもの</li> <li>・中空であるもの</li> <li>・おおむね 15cm 以上のプラスチック類及びゴム類</li> <li>・おおむね 30cm 以上の金属、ガラス、陶磁器及びがれき類</li> <li>・その他、処理に著しい支障を及ぼすもの</li> </ul>
--

## 8 中間処理計画

## (1) 市の資源化施設

施設名	対象物
鶴見資源化センター	缶・びん・ペットボトル
緑資源選別センター	缶・びん・ペットボトル
戸塚資源選別センター	缶・びん・ペットボトル
金沢資源選別センター	缶・びん・ペットボトル
グリーンコンポストプラント	樹木せん定枝

## (2) 市の焼却処理施設

(単位：トン)

工場名	焼却量	焼却残さ量	灰の資源化量
鶴見工場	279,200	57,400	900
港南工場	163,300	30,600	-
保土ヶ谷工場	244,500	47,300	-
旭工場	125,500	25,800	-
金沢工場	281,600	41,200	16,100
都筑工場	264,100	53,500	-
計	1,358,200	255,800	17,000

## 9 最終処分計画

(単位:トン)

処分場名	直接埋立量	焼却残さ埋立量	埋立量
神明台処分地	1,000	151,000 (旭、都筑、保土ヶ谷、 鶴見工場分)	152,000
南本牧廃棄物 最終処分場	20,300	87,800 (金沢、港南工場分)	108,100
計	21,300	238,800	260,100

焼却残さ埋立量には灰の資源化量を除く。

## 2 再生利用等促進物の指定

告示番号	告示年月日	指定する再生利用等促進物	指定期日
第 154 号	平成 7 年 5 月 25 日	食品容器としてのリターナブルびん 事業活動に伴って発生した古紙	平成 7 年 6 月 1 日
第 156 号	平成 8 年 5 月 15 日	食品容器としてのアルミ缶 , スチール 缶 , ワンウェイびん	平成 8 年 6 月 1 日
第 264 号	平成 8 年 10 月 25 日	食品容器としてのペットボトル , 紙パ ック	平成 9 年 4 月 1 日
第 80 号	平成 12 年 3 月 24 日	食品用発泡スチロールトレー	平成 12 年 4 月 1 日

## 3 適正処理困難物の指定

告示番号	告示年月日	適正処理困難物	指定期日
第 252 号	平成 7 年 12 月 5 日	指定 スプリングマットレス 大型テレビ ( 2 5 型以上 ) 大型冷蔵庫 ( 2 5 0 リットル以上 )	平成 7 年 12 月 5 日
第 440 号	平成 13 年 3 月 23 日	指定の解除 大型テレビ ( 2 5 型以上 ) 大型冷蔵庫 ( 2 5 0 リットル以上 )	平成 13 年 4 月 1 日

## 4 美化推進重点地区の指定

指定地区名	指定年月日
鶴見駅東口地区 東神奈川・仲木戸駅周辺地区 横浜駅周辺地区 みなとみらい 2 1 地区 関内地区 山下・元町地区 伊勢佐木・野毛地区 弘明寺地区 上大岡・港南中央駅周辺地区 天王町・星川駅周辺地区 鶴ヶ峰駅周辺地区 磯子駅周辺地区 金沢文庫駅周辺地区 新横浜地区 十日市場駅周辺地区 あざみ野駅周辺地区 中川駅周辺地区 戸塚駅周辺地区 本郷台駅周辺地区 いずみ中央駅周辺地区 瀬谷駅周辺地区	平成 8 年 4 月 1 日

## 5 自動販売機の届出対象地区の指定

指定地区名	指定年月日
鶴見駅東口地区 東神奈川・仲木戸駅周辺地区 横浜駅周辺地区 みなとみらい 2 1 地区 関内地区 山下・元町地区 伊勢佐木・野毛地区 弘明寺地区 上大岡・港南中央駅周辺地区 天王町・星川駅周辺地区 鶴ヶ峰駅周辺地区 磯子駅周辺地区 金沢文庫駅周辺地区 新横浜地区 十日市場駅周辺地区 あざみ野駅周辺地区 中川駅周辺地区 戸塚駅周辺地区 本郷台駅周辺地区 いずみ中央駅周辺地区 瀬谷駅周辺地区	平成 8 年 4 月 1 日

## 6 横浜市が処分する産業廃棄物

横浜市告示第 390 号

横浜市が処分する産業廃棄物（昭和 46 年 12 月横浜市告示第 247 号）の一部を次のように改正し、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

平成 15 年 10 月 15 日

横浜市長 中 田 宏

### 第 1 横浜市の施設（南本牧廃棄物最終処分場を除く。以下この表において同じ。）で処分する産業廃棄物

種 類	<p>1 繊維くず（繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るものに限る。）</p> <p>2 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物で、前処理したもの</p> <p>3 と畜場においてとさつし、又は解体した牛に係る固形状の不要物で、特に市長が必要と認めたもの（以下「牛固形不要物」という。）</p> <p>4 その他特に市長が適当と認めたもの</p>
量	<p>1 1日平均 100 キログラム以下とし、これを合わせて 1 箇月 3 トン以下</p> <p>2 上記の算定基準によることが実情にそわない場合に、1 箇月 10 立方メートル以下</p> <p>3 牛固形不要物については、1 及び 2 の規定に係わらず、1 日平均 2 トン以下とし、これを合わせて 1 ヶ月 50 トン以下</p>
形 状	<p>あらかじめ、中空の状態でないようにし、かつ、おおむね 50 センチメートル以下に破砕し、又は切断したもの。ただし、牛固形不要物については、市長の指示に従い適切な形状にしたもの</p>
排出者	<p>横浜市内の中小企業の事業者及びその他特に市長が適当と認めた事業者で、上記の産業廃棄物を横浜市の施設へ搬入することについて、市長に届け出て、その指示を受けたもの</p>
搬入者	<p>上記の届出をした事業者（牛固形不要物の搬入については、事業者から委託を受けた産業廃棄物収集運搬業者で、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けたものを含む。）</p>
備 考	<p>横浜市が行う一般廃棄物の処分に支障を及ぼすと市長が認めた場合は、上記の産業廃棄物の全部又は一部について横浜市の施設への搬入を制限することがある。</p>

### 第 2 南本牧廃棄物最終処分場で処分する産業廃棄物

種 類	<p>1 燃え殻</p> <p>2 汚泥</p> <p>3 鉱さい</p> <p>4 ばいじん</p> <p>5 廃プラスチック類</p> <p>6 ゴムくず</p> <p>7 金属くず（あき缶を除く。）</p> <p>8 ガラスくず及び陶磁器くず（あきびん、廃石綿等を除く。）</p> <p>9 がれき類（工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物で廃石綿等以外のもの）</p> <p>10 その他特に市長が適当と認めたもの</p>
-----	--

形状等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ポリ塩化ビフェニルが付着し，又は封入されていないもの</li> <li>2 油分が付着し，又は封入されていないもの</li> <li>3 水中に投じて油膜が生じないもの</li> <li>4 水中に投じて浮遊しないもの</li> <li>5 毒物及び劇物（毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条に規定する毒物，劇物及び特定毒物）並びに廃駆除剤（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 3 条第 4 号イ(3)(八)に規定する廃駆除剤）が付着し，又は混入されていないもの</li> <li>6 著しい発色性，発泡性，飛散性，発火性及び臭気を有しないもの</li> <li>7 中空の状態でないもの</li> <li>8 燃え殻については，熱しゃく減量 15 パーセント以下であって，別表に示す判定基準に適合するもの。 粉末状のものについては，大気中に飛散しないように加湿するなど必要な措置を行ったもの</li> <li>9 汚泥については，水分 85 パーセント以下であって，流動性がなく，別表に示す判定基準に適合するものとし，かつ有機性汚泥にあつては，焼却施設等で熱しゃく減量 15 パーセント以下にしたもので，別表に示す判定基準に適合するもの。 粉末状のものについては，大気中に飛散しないように加湿するなど必要な措置を行ったもの</li> <li>10 鉱さいについては，おおむね最大径 30 センチメートル以下であって，別表に示す判定基準に適合するもの</li> <li>11 ばいじんについては，あらかじめ大気中に飛散しないように梱包するなどの必要な措置を行ったもので，別表に示す判定基準に適合するもの</li> <li>12 廃プラスチック類については，おおむね最大径 15 センチメートル以下に破碎若しくは，切断したもの又はおおむね最大径 30 センチメートル以下に溶融固化したもので比重 1.1 以上であるもの</li> <li>13 ゴムくずについては，おおむね最大径 15 センチメートル以下に破碎若しくは，切断したもの又はおおむね最大径 30 センチメートル以下に溶融固化したもので比重 1.1 以上であるもの</li> <li>14 金属くず，ガラスくず及び陶磁器くず並びにがれき類については，おおむね最大径 30 センチメートル以下に破碎し，又は切断したもの</li> <li>15 感染性産業廃棄物については，焼却して感染性を消滅させたものであって，別表に示す判定基準に適合するもの</li> <li>16 その他特に市長が適当と認めたものについては，おおむね最大径 30 センチメートル以下に破碎し，又は切断したもので，別表に示す判定基準に適合するもの</li> </ol>
排出者	横浜市内の中小企業の事業者及びその他特に市長が適当と認めた事業者で，上記排出者の産業廃棄物を南本牧廃棄物最終処分場へ搬入することについて，あらかじめ，市長に届け出て，その指示を受けたもの
搬入者	上記の届出をした事業者及び届出をした事業者から委託を受けた産業廃棄物収集運搬業者
備考	横浜市が行う廃棄物の処分に支障を及ぼすと市長が認めた場合は，上記の産業廃棄物の全部又は一部について横浜市の施設への搬入を制限することがある。

## 別 表

## 判 定 基 準

	項 目	基 準 値 ( 溶出試験, ダイオキシン類のみ含有量試験 )
有 機 物 質	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
	水銀又はその化合物	0.005 mg / l 以下
	カドミウム又はその化合物	0.1 mg / l 以下
	鉛又はその化合物	0.3 mg / l 以下
	有機燐化合物	0.2 mg / l 以下
	六価クロム化合物	0.5 mg / l 以下
	ひ素又はその化合物	0.3 mg / l 以下
	シアン化合物	1 mg / l 以下
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg / l 以下
	トリクロロエチレン	0.3 mg / l 以下
	テトラクロロエチレン	0.1 mg / l 以下
	ジクロロメタン	0.2 mg / l 以下
	四塩化炭素	0.02 mg / l 以下
	1, 2 - ジクロロエタン	0.04 mg / l 以下
	1, 1 - ジクロロエチレン	0.2 mg / l 以下
	シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.4 mg / l 以下
	1, 1, 1 - トリクロロエタン	3 mg / l 以下
	1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.06 mg / l 以下
	1, 3 - ジクロロプロペン	0.02 mg / l 以下
	チウラム	0.06 mg / l 以下
	シマジン	0.03 mg / l 以下
	チオベンカルブ	0.2 mg / l 以下
	ベンゼン	0.1 mg / l 以下
セレン又はその化合物	0.3 mg / l 以下	
ダイオキシン類	3 ng -TEQ/ g 以下	
性 一 状 般	水分	85%以下
	含油量	5 %以下

- (備考) 1 印のあるものについては、基準値以下であっても性状により埋立てを不適当とすることがある。
- 2 溶出試験の試験方法は、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示第13号)による。
- 3 試料液の調整は、同告示第1の表試料液口又は八によることとし、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2 - ジクロロエタン、1, 1 - ジクロロエチレン、シス - 1, 2 - ジクロロエチレン、1, 1, 1 - トリクロロエタン、1, 1, 2 - トリクロロエタン、1, 3 - ジクロロプロペン及びベンゼンに係るものは、同告示別表第3(3)八(ロ)及び(ハ)によることとする。
- 4 ダイオキシン類の試験は、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法(平成4年7月厚生省告示192号)別表第1に定める方法による。
- 5 ダイオキシン類の基準値は、平成12年1月15日に現に設置され、又は設置の工事がされていた施設から生ずる廃棄物については、平成14年11月30日までの間は適用しない。

## 7 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例第3条の規定に基づく総合施策

制 定 平成3年9月25日告示第217号

横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成3年9月横浜市条例第31号）第3条の規定に基づき、横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する総合施策を次のとおり定め、平成3年10月1日から実施する。

平成3年9月25日

横浜市長 高 秀 秀 信

### 1 放置自動車及び沈船等の発生の防止に関する計画

放置自動車及び沈船等の発生を防止するためには、自動車及び船舶を放置し、又は放置させることのない環境づくりが重要です。このため、横浜市は、次の4項目の対策を重点的に推進します。

#### (1) 所有者等による処理の推進

事業者等による回収ルートの周知及び処理業者に関する情報提供を行うことにより、所有者等による自動車及び船舶の適正な処理を促進し、放置の防止を図ります。

#### (2) 啓発及び広報活動の推進

横浜市の広報媒体及びキャンペーン活動を通じた啓発及び広報活動を継続的に実施します。

#### (3) 放置防止対策に関する助言及び指導

放置防止対策を講じようとする土地所有者等に対し、助言及び指導を行います。

#### (4) パトロールの実施

放置を防止するため、計画的なパトロールを行い、状況に応じパトロール重点区域を設定する等効率的なパトロールの実施体制を整備します。

### 2 放置自動車及び沈船等の処理に関する計画

放置自動車及び沈船等を適正に処理するためには、その発見から最終処分までの手続を円滑かつ公正に行うことが重要です。このため、横浜市は、次の4項目の対策を重点的に推進します。

#### (1) 放置状況の把握

情報収集を円滑に行うため、自動車及び船舶について、それぞれ専用の電話を設置し、通報の受付体制を整備します。また、調査開始後の手続を効率的に進めるため、パトロール等により放置状況の把握に努めます。

#### (2) 調査

放置されている自動車及び船舶については、横浜市の職員が実地に厳正な調査を行います。

#### (3) 廃物の処分等

廃物が市民生活に与える影響を最小限にとどめるため、迅速な処分等を行うことができる体制を整備します。また、廃物のうち再資源化が可能な部分については、原材料として利用する等リサイクルに配慮します。

#### (4) 放置した者に対する措置

放置した者に対しては、横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例その他関係法規を活用し、厳正な措置を講じます。

### 3 事業者等及び市民の協力に関する計画

放置自動車及び沈船等の発生を防止し、及びこれらを適正に処理するためには、横浜市、事業者等及び市民が一体となって取り組むことが重要です。このため、横浜市は、次の4項目に重点を置いて、事業者等及び市民の協力を求めます。

#### (1) 事業者等の協力

事業者等による回収を促進するため、回収ルートの拡充及び周知並びに新たな回収方法の整備について、協力を求めます。また、啓発及び広報活動を含め、放置を防止するための積極的かつ自発的な活動を求めます。

#### (2) 市民の協力

周辺環境への関心を高めるとともに、情報提供その他日常生活において可能な協力を求めます。特に環境事業推進委員等廃棄物処理にかかわりの深い市民には、市民活動のリーダーとして、幅広い協力を求めます。

#### (3) 市民団体等の協力

市民団体が行う活動及び地域における活動の中に啓発及び広報活動をはじめ、放置防止及び適正処理に関する活動を取り入れるよう協力を求めます。

#### (4) 地域の美観保持

横浜市、事業者等及び市民が一体となって地域の美観を保持することにより、放置し、又は放置させることのない環境づくりへの協力を求めます。